

各 位

溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する具体的取扱いについて

「溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令」（令和 4 年政令第 372 号）に基づき、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）（以下「中国」という。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鉄線に対しては、令和 4 年 1 2 月 8 日から不当廉売関税を課することとなりました。

今般「溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて」（令和 4 年 1 2 月 7 日財関第 920 号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1. 対象貨物

- ①関税定率法の別表第 7 2 1 7. 2 0 号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっき鉄線であつて大韓民国及び中国を原産地とするもの
- ②関税定率法の別表第 7 2 2 9. 9 0 号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっき鉄線であつて大韓民国及び中国を原産地とするもの

2. 不当廉売関税率

対象国等	税率
大韓民国を原産地とするもの	2 4 . 5 %
HANKUK STEEL WIRE CO., LTD. により生産されたもの	9 . 8 %
中国を原産地とするもの	4 1 . 7 %
BEKAERT (QINGDAO) WIRE PRODUCTS CO., LTD. により生産されたもの	2 6 . 5 %

3. 期間

令和 4 年 12 月 8 日から令和 9 年 12 月 7 日まで

4. システムを利用して行う輸入（納税）申告について

「内国消費税等種別コード（輸入）」欄に次のコードを入力する。

対象国等	NACCS 用コード
大韓民国を原産地とするもの	S 011001
HANKUK STEEL WIRE CO., LTD. により生産されたもの	S 011002
中国を原産地とするもの	S 011003
BEKAERT (QINGDAO) WIRE PRODUCTS CO., LTD. により生産されたもの	S 011004

5. 電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明について

電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨を証明する場合は、経済産業大臣に対し、「電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書交付申請書」を輸入を行おうとする都度、当該保税地域に搬入するまでの間に申請を行い、当該申請により取得した「溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令第1条第1項第1号に規定する電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書」を輸入申告の際に税関長に提出して下さい。

問合せ先

通関総括第1部門（手続関係）	TEL 03-3599-6337
首席原産地調査官（原産地認定関係）	TEL 03-3599-6527